



2013年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 個人
資産相談業務

実施日◆2013年9月8日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2013年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は9月8日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月21日(予定)に受検者全員に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページに合格者の受検番号を掲載します。(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)
携帯サイトでも、受検番号の入力により可否を確認できます。(<http://m.kinzai.or.jp/>)

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2013年4月1日現在施行の法令等に基づいて、解答してください（復興特別法人税・復興特別所得税・個人住民税の均等割加算も考慮するものとします）。

なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（50歳）は、妻Bさん（47歳）および長女Cさん（20歳）との3人暮らしである。Aさんは、平成25年12月末に勤務先のX社を早期退職し、その後は父親が経営している飲食店を継いで自営業者となる予定である。

Aさんは、退職後の社会保険制度についての説明を受けるために、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよびその家族に関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよびその家族に関する資料

(1) Aさん（会社員・世帯主）

昭和38年5月10日生まれ

全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険に加入中である。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

20歳	22歳	50歳	60歳
国民年金 35月 (納付)	厚生年金保険 333月	国民年金 112月 (納付予定)	

(2) 妻Bさん（専業主婦）

昭和40年10月8日生まれ

20歳からAさんと結婚するまでは国民年金に加入し保険料を納付、結婚後は第3号被保険者として国民年金に加入。また、Aさんが加入している健康保険の被扶養者である。

(3) 長女Cさん（大学生）

平成5年9月3日生まれ

Aさんが加入している健康保険の被扶養者である。

妻Bさんは、現在および将来においてもAさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさん、妻Bさんおよび長女Cさんは、現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんの退職後の社会保険制度についてMさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

) Aさんは、退職後、国民年金に第1号被保険者として加入することになります。国民年金の保険料は平成25年度については月額15,040円であり、毎月の保険料の納期限は原則として()となります。

) 退職後の公的医療保険制度への加入方法としては、退職時の健康保険に任意継続被保険者として加入する、国民健康保険に加入する、などの選択肢があります。なお、健康保険の任意継続被保険者の資格取得手続は、原則として退職した日の翌日から()以内に行う必要があります。任意継続被保険者として健康保険に加入できる期間は最長()であり、この間の保険料は()となります。

語句群

イ．その月の末日	ロ．翌月の末日	ハ．翌々月の末日	ニ．10日	
ホ．14日	ヘ．20日	ト．1年間	チ．2年間	リ．3年間
ヌ．元の事業主と折半	ル．全額自己負担			

《問2》 Aさんの退職後における妻Bさんと長女Cさんの社会保険制度についてMさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんの退職後、妻Bさんは、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続を行い、以後、国民年金の保険料を納付することになる。

長女Cさんが、Cさん自身の国民年金の保険料について学生納付特例制度の適用を受けするためには、世帯主であるAさんの前年の所得が所定の金額以下である必要がある。

Aさんが退職後に健康保険の任意継続被保険者となった場合、妻Bさんおよび長女Cさんは、Aさんが加入する健康保険の被扶養者となることができる。

《問3》 MさんがAさんに対して行ったアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんは、退職後に国民年金の定額保険料のほかに月額400円の付加保険料を納付することで、老齢基礎年金の受給時に『 $200円 \times 付加保険料納付月数 \times 物価スライド率$ 』の算式で算出した付加年金を受給することができます」

「Aさんは、国民年金の保険料を現金払いや口座振替等によって前納することができ、その納付方法や前納期間に応じて保険料の割引を受けることができます」

「Aさんが65歳以降に受給する老齢厚生年金には、加給年金額の加算はありません」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員であるAさん（38歳）は、平成24年3月に一括で購入したX投資信託を300万口保有しており、毎月収益分配金を受け取っているが、他の投資先への変更も含めて、資産運用について改めて検討したいと考えている。そこでAさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

X投資信託に関する資料は、以下のとおりである。

X投資信託

- ・ 株式投資信託
- ・ 追加型 / 国内 / 株式
- ・ 特徴： 日本の高配当株を中心に投資するファンド
- ・ 信託期間： 平成34年8月15日まで
- ・ 決算日： 毎月15日
- ・ 購入時手数料： なし
- ・ 運用管理費用（信託報酬）： 1.05%（税込）
- ・ 信託財産留保額： 換金時の基準価額に対して0.3%
- ・ X投資信託の基準価額等

Aさんが購入した時の基準価額	10,000円
現時点で換金した場合の基準価額	12,000円
Aさんがこれまでに受け取った収益分配金の合計額	840円
普通分配金	440円
元本払戻金（特別分配金）	400円

金額はすべて1万口当たりのものである。

- ・ X投資信託の過去3年間の運用パフォーマンス

過去3年間の収益率の平均値（リターン）	8%
過去3年間の収益率の標準偏差（リスク）	14%

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 投資信託の仕組みについてMさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

特定口座の源泉徴収選択口座で管理されている株式投資信託を解約した場合、源泉徴収および特別徴収により課税関係を終了させることができるため、確定申告を不要とすることができる。

信託財産留保額は、投資信託を換金等した受益者と引き続き保有する受益者との公平性を確保するためのものであり、すべての投資信託に信託財産留保額が設定されている。

単位型投資信託は、解約が多く発生した場合等に繰上償還されるが、追加型投資信託の場合、追加設定できるため繰上償還されることはない。

《問5》 X投資信託についてMさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

無リスク資産利子率を1%とした場合のX投資信託のシャープ・レシオは、0.5である。

AさんがこれまでにX投資信託から受け取った収益分配金に対して徴収された所得税（復興特別所得税は考慮しない）および住民税の合計額は、1万口当たり84円である。

Aさんは、X投資信託の償還の際に償還金を受ける場合には、信託財産留保額を負担する必要がない。

《問6》 Aさんが、平成25年中に、特定口座の源泉徴収選択口座を利用してX投資信託を基準価額12,000円（1万口当たり）で300万口すべて解約した場合に徴収される所得税および住民税の額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。なお、Aさんにはこれ以外にこの年における株式等の譲渡はなく、また、《設例》に挙げられているもの以外の費用等および復興特別所得税については考慮しないものとする。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（50歳）は平成24年4月から喫茶店を営む個人事業主である。Aさんは、これまでは青色申告を行っていなかったが、青色申告の特典等を考え、平成26年分の所得税については青色申告を行いたいと考えている。また、平成25年2月からマンション（1室）の賃貸を開始しており、これによる所得の取扱いについても知りたいと思っている。

Aさんの平成25年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。なお、Aさんおよびその家族の年齢は、平成25年12月31日現在のものである。

Aさんの平成25年分の収入等

・事業所得の金額

400万円

喫茶店経営に係るものである

・不動産所得の金額

100万円

マンションの賃貸に係るものであり、このマンション経営に係る借入金はない

・生命保険（保険期間10年の一時払養老保険）の満期保険金

1,150万円

この満期保険金に係る一時払保険料は1,000万円である

契約者（＝保険料負担者）および被保険者はAさんである

Aさんの家族構成

・妻Bさん（48歳）：専業主婦（平成25年中に収入はない）

・長男Cさん（21歳）：大学生（平成25年中にアルバイトにより給与収入70万円を得ている）

妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの所得税の計算等に関する次の記述～について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

平成25年分の所得税の確定申告において、事業所得については申告書に収支内訳書を添付する必要があるものの、不動産所得については収支内訳書を添付する必要はない。仮に、不動産所得の金額に損失（赤字）が生じた場合、その損失の金額を事業所得の金額と通算することができる。

平成25年分の所得税における扶養控除の控除額は、38万円である。

《問8》 Aさんの平成25年分の所得税の確定申告（白色申告）により納付すべき所得税額を，解答用紙の手順に従い，計算過程を示して求めなさい。なお，所得控除の額の合計額は200万円とし，税額控除，予定納税および源泉徴収税額は考慮しないものとする。また，復興特別所得税は考慮しないものとする。

<資料> 平成25年分の所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	195	5%	
195	～ 330	10%	9万7,500円
330	～ 695	20%	42万7,500円
695	～ 900	23%	63万6,000円
900	～ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	～	40%	279万6,000円

《問9》 Aさんが利用を検討している青色申告制度について説明した次の記述 ～ について，適切なものには○印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

青色申告特別控除として最高65万円の控除を受けるためには，青色申告の承認を受けたうえで，正規の簿記の原則により記帳し，それに基づいて作成された貸借対照表などを添付した確定申告書を納税地の所轄税務署長に対して申告期限内に提出する必要がある。青色申告書を提出している年において純損失の金額が生じた場合には，その後の各年，連続して確定申告書を提出している限り，その純損失の金額を翌年以後3年間にわたって繰り越して，各年分の総所得金額等から控除することができる。

Aさんは，平成26年分の所得税の確定申告を青色申告で行うためには，平成25年12月31日までに青色申告承認申請書を納税地の所轄税務署長に対して提出しなければならない。

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

X土地を所有しているAさんは、今般、デベロッパーから、X土地と隣地のY土地（所有者はBさん）を一体利用して、等価交換方式によりマンションを建築することを提案された。そこで、Aさんは提案を受けている等価交換方式を含め、不動産の有効活用法について、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

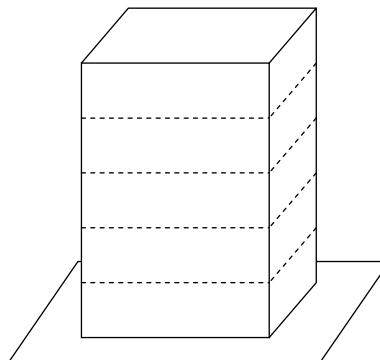
X土地およびY土地の概要

幅員10m（公道）	
X土地 240㎡	Y土地 160㎡

X土地およびY土地

- ・用途地域 : 近隣商業地域
- ・前面道路幅員による容積率の制限
: 前面道路幅員 × $\frac{6}{10}$
- ・防火規制 : 防火地域
- ・指定建ぺい率 : 80%
- ・指定容積率 : 400%
- ・X土地とY土地を一体利用したときの時価
: 100万円（1㎡当たり）

提案を受けているマンションの概要



- ・建築物 : 5階建て耐火建築物
 - ・建設費 : 4億円
 - ・専有床面積合計 : 1,200㎡
 - ・専有床面積1㎡当たりの販売可能額
: 80万円
 - ・敷地面積 : 400㎡
- （AさんおよびBさんはX土地およびY土地について全部譲渡方式を利用するものとする）

X土地およびY土地は、事業の用には供されていない。

Aさんが提案を受けている等価交換については、交換差金は発生しないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 不動産の有効活用法についてMさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

土地信託方式の場合、信託会社による配当の保証のもと、信託会社が土地所有者に代わって土地の運用を行う。

定期借地権方式の場合、定期借地権を設定した土地は、原則として、契約期間終了時に更地で返還される。

事業受託方式の場合、土地所有者は建物建築資金を拠出することなく、土地活用事業のいっさいをデベロッパー等の業者に任せることができる。

《問11》 等価交換方式によるマンション建築に関してMさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、本問における「立体買換えの特例」とは、租税特別措置法第37条の5第1項の表2号に規定されるものである。

Aさんは建築資金を自己負担することなく、譲渡した土地の価額と等価の建物区分所有権およびその専有部分に係る敷地利用権を取得することができる。

いわゆる「立体買換えの特例」の要件を満たす場合には、AさんはX土地の譲渡に関し、譲渡所得の金額の計算上、譲渡益の100%相当分の課税の繰延べが可能である。

X土地とY土地を一体利用してマンションを建築する場合の最大延べ面積は、2,400㎡である。

《問12》 等価交換方式により《設例》の条件でマンションを建築する場合について，Aさんが取得する専有部分の床面積を，それぞれ(1)原価積上方式，(2)市場性比較方式により求めた下記の<計算式>の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお，X土地およびY土地の評価額はそれぞれ一体利用したときの時価で計算するものとする。また，問題の性質上，明らかにできない部分は 〃 で示してある。

<計算式>

(1) 原価積上方式によりAさんが取得する専有床面積

$$\begin{aligned} & \text{専有床面積合計}1,200\text{m}^2 \times \frac{2 \text{億}4,000\text{万円} (\text{X土地の評価額})}{(\quad) \text{億円} (\text{総事業費})} \\ & = (\quad) \text{m}^2 \end{aligned}$$

(2) 市場性比較方式によりAさんが取得する専有床面積

・デベロッパーの必要専有床面積

$$\frac{\text{必要販売額} (\quad) \text{億円}}{\text{販売可能額}80\text{万円} (1 \text{m}^2\text{あたり})} = \quad \text{m}^2$$

必要販売額 = 建設費 4 億円 ÷ (1 - 粗利益率20%) とする。

・Aさんが取得する専有床面積

(専有床面積合計1,200m² - デベロッパーの必要専有床面積 (　　) m²)

$$\begin{aligned} & \times \frac{\quad \text{円}}{4 \text{億円} (\text{X土地およびY土地の評価額の合計額})} \\ & = (\quad) \text{m}^2 \end{aligned}$$

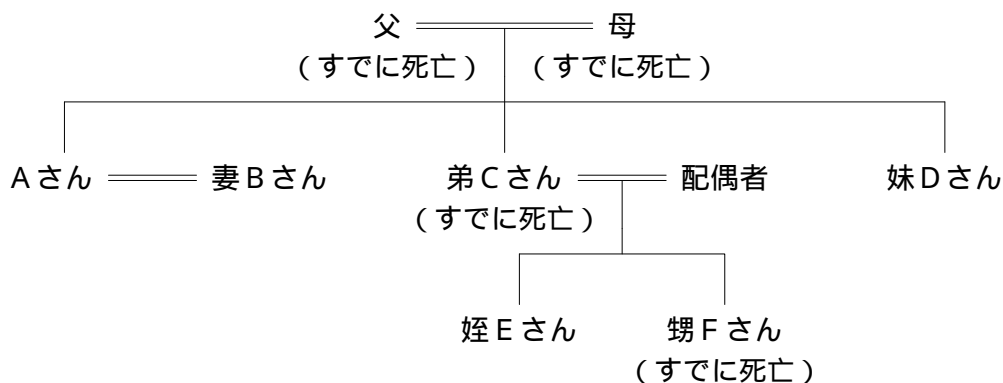
* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは70歳になり自身の相続について考えるようになった。Aさん夫婦には子どもがおらず、Aさんは自分が死亡した後は全財産を妻Bさんに相続させたいと考えている。なお、Aさんの親族関係図および財産の状況は、以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの財産（相続税評価額）

- ・ 預貯金 : 8,000万円
- ・ 有価証券 : 7,000万円
- ・ 自宅（家屋） : 1,000万円
- ・ 自宅（家屋）の敷地である宅地（200㎡）: 2億円

（Aさん夫婦が居住の用に供している自宅の敷地であり、金額は「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用前のものである）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続について説明した次の記述～について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんが自筆証書遺言の方式で遺言書を作成した場合、Aさんの死亡後、家庭裁判所による遺言書の検認が必要となる。

妻Bさんに全財産を確実に相続させるためには、妻Bさん以外の法定相続人が有している遺留分の放棄が必要である。

ファイナンシャル・プランニング技能士の資格を有する者は、報酬を得る目的で訴訟事件等の法律事務を取り扱うことを業として行うことができるため、仮にAさんの相続について民事訴訟が提起された場合、この訴訟の訴訟代理人となることができる。

《問14》 仮に，Aさんの相続が現時点（平成25年9月8日）で発生した場合について，Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ～ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は 〃 で示してある。

課税価格の合計額	万円
遺産に係る基礎控除額	()万円
課税遺産総額	1億2,000万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	()万円
⋮	⋮
相続税の総額	()万円

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

《問15》 Aさんは、自身の相続について妻Bさんが納付することになる相続税額を気にかけている。仮に、現時点（平成25年9月8日）でAさんの相続が発生し、全財産を妻Bさんが相続した場合について、配偶者に対する相続税額の軽減額を算出した下記の計算式の空欄～に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんの相続に係る相続税の課税価格の合計額は2億円とする。

$$\text{配偶者に対する相続税額の軽減額} = \text{相続税の総額（《問14》で求めた額）} \times \frac{X}{(\quad)}$$

Xの金額は、次の ・ のいずれか低い金額

： a , b のいずれか高い金額

a : () × 配偶者の法定相続分

b : ()

： 妻Bさんの相続税の課税価格

したがって、妻Bさんに対する相続税額の軽減額は () となる。

語句群

イ . 1,175万円	ロ . 1,762万5,000円	ハ . 1,880万円	ニ . 2,350万円
ホ . 1億円	ヘ . 1億2,000万円	ト . 1億5,000万円	チ . 1億6,000万円
リ . 2億円			